

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：33件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒手動制御装置電源装置の点検時、入力モジュール内部の抵抗に断線不良が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	循環水系配管逆洗弁（A～D）の点検時、エルボフランジ面に浸食が認められたため、当該フランジ面を補修	D	
3	1号機	高圧第2給水加熱器（A/B）伝熱管の記録確認時、判定基準値外れ（5本）が認められたため、当該伝熱管を閉止栓修理	D	
4	1号機	排ガスサンプリング系排ガスモニタ除湿ラックにおいて「排ガス復水器出口除湿器出口温度異常」の警報発生及び除湿器の停止が認められたため、当該除湿装置を点検・修理	D	
5	1号機	高圧タービンダイヤフラム（下半）の浸透探傷検査時、ノズル面・水平継手面に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
6	1号機	スクリーン洗浄装置サイクロンサパレータ（A）オートベント弁において、シートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	1号機	復水移送ポンプエアリ機器ドレンファンネルにおいて、番号が明記されていないことが認められたため、番号を明記	D	
8	2号機	定期事業者検査「廃棄物処理設備の監視機能健全性確認検査（その10）」の検査成績書において、検査終了日に誤記が認められたため、対応検討	C	
9	2号機	全炉心流量のBOPタイパの打ち出し値と記録計の指示値に相違が認められたため調査をした結果、BOPの打ち出し値に補正係数が係っていないことが認められたため、対応検討	B	
10	2号機	定期事業者検査「液体廃棄物貯蔵所・処理設備のインターロック機能検査」の成績書において、検査終了日に誤記が認められたため、対応検討	C	
11	2号機	電動機駆動及びディーゼル駆動消火ポンプ自動起動試験において、差圧スイッチの動作値に設定値ズレが認められたため、当該差圧スイッチを点検・校正	D	
12	2号機	放射性廃棄物処理建屋の制御室空調機において、室外冷却装置にトリップが認められたため、当該装置を点検・修理	D	
13	3号機	放射性廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（A）出口循環弁において、グランド部よりリーク（にじみ）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	3号機	循環水ポンプ（A・B）用のグランド部ドレン受け皿の排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
15	3号機	廃棄物処理系床ドレン脱塩器入口圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	4号機	補機冷却用海水ポンプ（C）電動機の点検時、上部軸受気抜き管（3個中2個）にひび割れが認められたため、当該管を修理	D	
17	4号機	原子炉再循環系M-Gセットの作動油・潤滑油系の計器点検時、圧力指示計の継手部配管（1箇所）にスジ状キズが認められたため、当該配管を修理	D	
18	4号機	原子炉浄化系用試料採取調整ラック内の計器点検時、恒温槽用のサーモスタッドに動作不良（2箇所）が認められたため、当該サーモスタッドを修理	D	
19	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）1次ベント弁の点検時、弁棒径変化部に腐食が認められたため、当該部を補修	D	
20	4号機	原子炉補機冷却水系サージダク水位計の点検にともなう復旧作業時、指示計及び水位検出器の不具合によるオーバーフローが認められたため、対応検討	B	
21	4号機	中央制御室計装用分電盤の点検時、原子炉プロセス計装用配線遮断器、「入」操作不可が認められたため、当該計装盤を点検・修理	D	
22	4号機	放射性廃棄物処理建屋主給気ファン出口キャンパス継手において、破れ及びダクトの締付ボルトの外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	4号機	残留熱除去系モータコントロールセンタユニットのシーケンス試験時、サーマル継電器の動作不良（1ユニット）が認められたため、当該継電器を修理	D	
24	4号機	残留熱除去系モータコントロールセンタユニットのシーケンス試験時、電磁接触器に動作不良（チャタリング・1ユニット）が認められたため、当該電磁接触器を修理	D	
25	5号機	復水脱塩装置脱塩塔（NO. 1）空気抜弁において、グランドリーク（1滴／60秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	5号機	廃棄物処理設備濃縮廃液ポンプ（B）において、軸受部オイルシールに不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	6号機	循環水ポンプ（C）吐出弁において、赤・緑ランプの両点灯が認められたため、当該弁を点検	C	
28	6号機	放射性廃棄物処理系中央操作室内ページングにおいて、拡声不良が認められたため、当該ページングを点検・修理	D	
29	6号機	主復水器細管洗浄装置（B1）において、ボール捕集器吸出配管片側に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
30	集中環境施設	焼却工作建屋1階ドラム搬出入室ホイストクレーンにおいて、ブレーキの動作不良（片側）が認められたため、当該クレーンを点検・修理	D	
31	その他	海生物処理設備排水処理設備脱水機（A）において、加圧ろ布オーバーランセンサーの動作不良が認められたため、当該センサーを点検・修理	D	
32	その他	海生物処理設備前処理設備エゼクター出口弁において、操作ハンドルのストッパーに不良が認められたため、当該ストッパーを点検・修理	D	
33	その他	プレス発表準備において、FAX番号の押し間違えによる誤送信が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで